

「大阪府高齢者計画2015（第6期：平成27年度～平成29年度）」

平成28年度の取組状況（概要版）

「大阪府高齢者計画2015」においては、「高齢者の年齢や心身の状況に関わらず、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの実現を目指し、そのために高齢者が主体性をもって生活ができるよう、みんなで支え合う地域づくり、社会づくりを行うこと」を基本理念として、みんなで支え、地域で支える高齢社会づくりをめざして、高齢者施策に関する諸事業を位置づけました。

本資料は、計画第3章の「施策の推進方策」に即し、主要な事項について平成28年度での取組みを中心に取りまとめたものです。

なお、計画期間における各年度の取組状況については、別途資料（一対一対応版）で、また第6期中の大阪府域における計画に係る各種数的データについては別途資料「第6期介護保険事業支援計画平成28年度実施状況」で取りまとめているので、参照してください。

■ 大阪府高齢者計画2015の「施策の推進方策」

- 1 地域包括ケアシステム構築のための支援
- 2 認知症高齢者等支援策の充実
- 3 安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり
- 4 健康づくり・生きがいづくり
- 5 利用者支援の推進
- 6 介護保険事業の適切な運営
- 7 福祉・介護サービス基盤の充実

施策の推進方策「1 地域包括ケアシステム構築のための支援」

地域包括ケアシステム構築の中核的役割を担う地域包括支援センターの機能を強化するとともに、多職種が参加する地域ケア会議の充実を図ります。

また、在宅医療と介護の連携の推進、地域の支え合い体制整備、自立した日常生活の支援、高齢者の権利擁護に取り組みます。

1. 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実

(1) 地域包括支援センターの機能強化

- 府ホームページやパンフレットを活用した広報活動とともに、地域支援事業の新しい上限を活用しながら、地域包括支援センターの業務量と役割に応じた人員体制を確保するよう働きかけた。

(2) 地域包括支援センター職員の資質向上

- 地域包括支援センター職員が認知症対策・高齢者虐待対応・介護予防・医療と介護連携等に係る活動を推進できるよう、施策別に研修会を開催した。
 - 介護予防ケアマネジメント研修：6回開催/年 参加者数約 700 名
 - 高齢者虐待対応初任者研修：平成 28 年 5 月 16 日 参加者数 146 名
 - 高齢者虐待対応現任者研修：3 日間 2 コース 参加者数 105 名
 - 高齢者虐待対応管理職研修（平成 28 年度から実施）：参加者数 51 名

(3) 地域ケア会議の開催によるネットワークの充実

- 先進事例や好事例の情報提供のため、府内市町村及び地域包括支援センター職員向けの研修会を開催した。
 - 地域ケア会議充実・強化研修：平成 28 年 7 月 25 日 参加者数 156 名
平成 28 年 7 月 26 日 参加者数 137 名
- リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、地域ケア会議において「心身機能」「活動」「参加」のリハビリテーションの理念をふまえて助言できるよう、リハビリテーション専門職を対象に研修会を開催し、指導者を育成した。（2 回開催/年、参加者数 200 名）
- 市町村がリハビリテーション専門職に協力を要請するための実施要領を定めた。

2. 医療・介護連携の推進

(1) 在宅医療の充実

- 地区医師会に在宅医療推進コーディネータを配置し、訪問診療や看取りの実績のある診療所を地域で増やすための取組みを支援した。また、コーディネータが活動する際の参考となるよう、コーディネータの活動目的や役割、また具体的な活動手順やアクション例を盛り込んだ「在宅医療推進コーディネータ活動指針」を作成し、周知を図った。

■在宅医療推進コーディネータ機能を有する地区医師会：47 地区医師会

- 訪問看護師の確保に向けて、看護学生や潜在看護師に対して訪問看護師への就業の動機づけとなるように、訪問看護の基礎研修や職場体験を開催した。また、訪問看護師の資質向上のために、訪問看護キャリア・経験に応じて、訪問看護の基礎知識や疾患毎に必要な専門知識を習得する研修を開催した。さらに、府内の訪問看護ステーションを、地域の実情に応じた研修を実施する教育ステーションに指定し、訪問看護実践能力の向上を図る研修を開催した。

加えて、平成 28 年度より産休・育休等長期的な休暇を要する職員がスムーズに職場復帰できるよう代替職員を雇用する経費を補助する事業を行った。

■インターンシップ参加学生数：339 名

■キャリア別研修参加数：延べ 5,668 名

■教育ステーションを指定した圏域数：8 圏域（府内全圏域、延べ 11 か所）

■産休等代替職員確保支援件数：8 件

- 地域における在宅歯科医療の窓口となる在宅歯科ケアステーションを設置するとともに、在宅医療従事者向けの歯科との連携に向けた研修会を開催し、在宅歯科医療連携体制の推進に努めた。

■在宅歯科ケアステーション設置箇所数：50 地区

- 薬局薬剤師が患者及びその家族等に医薬品の適正使用の観点から残薬のリスク、お薬の飲み忘れを防ぐ工夫を啓発するとともに、お薬持参袋（ブラウンバック）の活用や他職種からの情報提供に基づく服薬管理（残薬調整）を実施するモデル事業を実施した。また、無菌調剤に対応できる薬剤師を養成するための研修会を実施した。

(2) 医療と介護の連携強化

- 市町村や地域包括支援センター職員、地区医師会等を対象に、在宅医療・介護連携推進事業の目的や内容、先進的に取り組む他府県等の事例を紹介する研修会を開催した。

■在宅医療介護連携推進事業研修会：平成 28 年 10 月 28 日 参加者数 82 名

平成 29 年 2 月 16 日 参加者数 278 名

■市区町村在宅医療・介護連携推進事業担当者連絡会：

平成 29 年 3 月 1 日 参加者数 50 名

- 在宅医療・介護の連携強化に向けて、多職種間の情報共有を効率的に行うための ICT システム（医療介護情報システム）の導入に向けた支援を行った。

■在宅医療介護 ICT 連携事業：新規導入 5 か所（東成区医師会、松原市医師会、生野区医師会、河内医師会、布施医師会）

- 地域連携クリティカルパスの活用など、医療機関の役割分担による医療連携体制の構築に向けた取り組みを推進した。

■二次医療圏におけるパス検討会議の開催

- 関係機関、患者を対象とした研修会の開催
- 疾患に関する周知、啓発 等

3. 地域の支え合い体制の整備

(1) 地域におけるセーフティネットの充実

- 地域での見守り体制の構築を推進するため、認知症徘徊・見守り SOS ネットワークの早期構築を推進するとともに、各市町村のネットワークの充実に向けて、民間企業との見守り協定を締結した。
 - 認知症徘徊・見守り SOS ネットワークの構築：全市町村で構築済
 - SOS ネットワーク市町村担当課長会議の開催：1 回
 - 金融機関 3 社と大阪タクシー協会と高齢者にやさしい地域づくり推進協定を締結

(2) 福祉教育の充実

- 出会う体験を通して学んだことが、身近にいる高齢者等への理解、思いやりにつながるような取組みを進めるポイントや学校の取組事例を掲載した大阪府福祉教育指導資料集『ぬくもり』を、研修会等において周知することにより、各学校の福祉・ボランティア教育の推進を図った。
- 社会福祉を支える人材の育成を視野に、府立高等学校の 51 校で福祉に関する科目を開設した。また、府立高等学校 144 校において、高齢者・障がい者福祉施設等での体験活動やボランティア活動を行った。
 - 高等学校における福祉コース等の設置及び自由選択科目等開設状況 計26校
 - ・総合学科高校11校
 - ・普通科総合選択制高校12校
 - ・普通科及び職業学科3校
 - ・クリエイティブスクール2校

(3) ハンセン病回復者への理解の促進

- 「小・中学校人権教育研修」「府立学校人権教育研修」「幼稚園新規採用教員研修」「小・中・高等・支援学校初任者研修」「10 年経験者研修」において、「ゆまにてなにわ」を配付し、ハンセン病問題について触れた。
- 幼・小・中・高・支の教職員及び市町村教育委員会の指導主事を対象に「出会いから学ぶ人権学習」の研修を新たに立ち上げ、ハンセン病問題についての研修を行った。ハンセン病問題の現状についての講演や当事者からの聞き取り、ハンセン病に関する DVD の視聴を通して、ハンセン病問題についての認識を深めた。

4. 地域における自立した日常生活の支援

(1) 新しい総合事業の実施

- 多様な主体によるサービスを充実させるために、地域の高齢者のニーズを把握しながら、資源開発等を行う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）養成研修及びそのフォローアップ研修を実施した。
 - 平成28年7月11日、12月13日 修了者数 90名

- 新たに住民主体の通いの場づくりに取組む市町村を対象に研修会を開催するとともに、アドバイザーを派遣し専門的な技術支援を行った。
支援内容：研修会 9回、戦略会議 2回、現地立ち上げ支援 31回、先進市の見学 1回

5. 権利擁護の推進

(1) 高齢者虐待防止の取組みの推進

- 市町村への技術支援として対応困難事例に対し専門相談窓口を設け、相談に応じるとともに必要な場合には、弁護士・社会福祉士からなる専門職チームを市町村に派遣し、スーパーバイズを行った。
 - 専門職チームの派遣：7回
- 介護保険施設の管理者等を対象とした研修において、直近の「身体拘束廃止状況調査アンケート」の結果を説明し、各施設において身体拘束ゼロを推進する注意喚起を行った。また、実地指導においても、身体拘束の原則禁止を指導した。
 - 身体拘束ゼロ推進員養成研修（対象：介護職員 2日間+実習） 参加者数 282名
 - 看護実務者研修（対象：看護職員 2日間） 参加者数 135名
- 市町村において養護者（家族等）に対する支援が進むよう、市町村職員等を対象にした研修において、養護者支援の必要性等について講義を行った。
 - 高齢者虐待対応市町村現任者研修：参加者数 83名
 - 高齢者虐待対応市町村初任者研修：参加者数 146名
 - 高齢者虐待対応市町村管理職研修：参加者数 51名

(2) 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の展開

- 大阪後見支援センターとの共催により、市町村担当者のための成年後見制度研修会を開催し、成年後見制度の利用が必要とされる方に制度が利用いただけるよう成年後見制度利用支援事業の適切に実施や、地域包括支援センター等関係機関との連携により、市町村長申立てを必要とする人の把握に努めるよう講義を行った。
 - 成年後見制度研修会（1回目）平成28年7月6日 参加者数 110名
 - （2回目）平成28年11月9日 参加者数 59名
- 「大阪府権利擁護人材育成事業（市民後見人の養成等）補助金」を活用し、市民後見人の養成等に取り組む市町村の支援を行った。また、府域展開を図るため「権利擁護（市民後見人の養成等）担当ブロック別意見交換会」を開催し、事業の運営に係る意見交換や、未実施市町村に対する事業参画の働きかけを行った。
- 市長会、町村長会等と連携し、日常生活自立支援事業の持続的かつ円滑な運営が可能（生活支援員派遣に係る財源措置等）となるよう、国へ要望を実施した。

(3) 犯罪被害等の未然防止

- 高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、以下の取組みを行った。

■高齢者に被害の多い悪質商法の事例の紹介、被害にあわない注意点等を「府政だより」に掲載し、周知を行った。(平成28年10月1日掲載)

■リーフレット「撃退！悪質商法（シルバー世代編・訪問購入編）」を高齢者向け講座等を通じて配布した。

■老人クラブや自治会などの集まりに「情報提供ボランティア」が出向き、高齢者を狙う悪質商法の手口とその対策、被害にあわないための注意点などの情報提供を行う「消費者問題ミニ講座」講座を実施した。

■国、近隣府県や大阪市と連携し、悪質事業者への行政指導を行った。

■府が関係する福祉関係者の会議・研修会等において、見守り者向けハンドブック「みんなの力で助け隊」の配布を行い、消費の見守りの視点について説明した。(約12,000部配布)

■府とコンビニエンスチェーン4社が締結した「高齢者にやさしい地域づくり推進協定」に基づき、加盟店舗に対し、店主や従業員向けの高齢者見守りハンドブック「みんなの力で助け隊（コンビニエンスストア版）」を配布した。(府内約3,000店舗に配布)

- 安全なまちづくりの推進体制として、府民、地域団体、警察、自治体等で構成する「大阪府安全なまちづくり推進会議」総会において、自主防犯意識の向上、防犯環境整備の拡充など、街頭犯罪等による被害防止に向けた意見交換等を実施した。

■安全なまちづくり推進会議総会の開催 平成28年5月13日

活動報告 関西外国語大学ボランティア同好会「ひまわり」

施策の推進方策「2 認知症高齢者等支援策の充実」

認知症初期集中支援チームの設置など、認知症の早期発見・早期対応のための取組みを推進します。

また、認知症への理解の促進、地域における見守りや支援体制の充実を図るとともに、認知症の人に対応する人材を育成します。

1. 医療との連携、認知症への早期対応の推進

(1) 認知症ケアパスの活用と啓発

- 認知症ケアパスの作成時の参考になるよう、地域で鑑別診断が可能な病院の情報を市町村へ情報提供するとともに、住民への啓発により有効に認知症ケアパスが有効に活用できるよう、各市町村における認知症総合支援事業の取組状況等も情報提供した。

(2) 認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の設置

- 認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の各市町村への設置を促進するため、認知症総合支援事業取組報告会において、先進的に取組む自治体の発表を行うとともに、他の市町村の取組状況について会場内に掲示するとともに、各市町村で作成している冊子等を閲覧できるように展示した。

■認知症初期集中支援チーム員研修：参加者数 21 市町村 48 名

■認知症初期集中支援チーム：22 市町村に設置

■認知症総合支援事業取組報告会：平成 29 年 2 月 23 日 参加者数 84 名

- 医療機関・介護サービス事業所・地域の支援機関の連携を図り、認知症の人やその家族の相談業務を行う「認知症地域支援推進員」の質の向上及び各市町村への早期配置を進めるため、研修を実施するとともに先進的市町村の取組み等の共有を図った。

■認知症地域支援推進員研修：23 市町村 36 名

■認知症地域支援推進員：36 市町村 88 名配置

■認知症地域支援推進員フォローアップ研修：平成 28 年 12 月 9 日 参加者数 86 名

■認知症総合支援事業取組報告会：平成 29 年 2 月 23 日 参加者数 84 名（再掲）

(3) 医療と介護の連携の促進

- 認知症総合支援事業の実施状況及び取組状況調査を実施し、各市町村にフィードバックすることで、他市町村の取組事例の情報提供を図った。

- 南河内圏域において「認知症医療・介護連携枠組み構築のためのモデル事業」を実施し、二次医療圏域における認知症医療介護連携推進会議を開催し、市町村域を超える広域的な認知症医療介護連携の枠組み構築を図る取組を行った。

■認知症医療介護連携推進会議：4 回

(4) 若年性認知症の人と家族への支援

- 若年性認知症の人やその家族の支援者となり得る機関の職員等を対象に、研修を実施した。また、若年性認知症を発症しても、就労継続できるよう、企業等の雇用者に対して、若年性認知症についての理解を図るためのリーフレットを作成して配布した。

- 若年性認知症支援者研修会：平成 29 年 1 月 27 日 参加者数 89 名

- リーフレット配布数：労働事務所、大阪労働局等を通じ、10,150 部を配布

2. 認知症に対する理解の促進と支援体制の構築

(1) 認知症に対する理解の促進

- 認知症サポーターをテーマに啓発イベントを実施した。市町村や認知症の人と家族の会とともに啓発活動を実施した。
- 市町村と連携しながら、認知症サポーターを養成するとともに、各市町村での認知症サポーター養成の取組みを推進していくために、講師役となる人材養成のため、キャラバン・メイトの養成研修を実施した。

- 認知症サポーター養成数：累計 482,141 名（平成 29 年 3 月 31 日現在）

- キャラバン・メイト養成研修の開催：2 回

(2) 認知症の人や家族の支援体制の構築

- 認知症徘徊・見守り SOS ネットワークの早期構築に向けて、市町村担当課長会議を開催した。

- 認知症徘徊・見守り SOS ネットワーク：府内全市町村で構築済

- SOS ネットワーク市町村担当課長会議：1 回

- 認知症コールセンターを設置し、本人や家族だけでなく、地域包括支援センター等の専門職からの相談を受けるとともに、必要に応じて個別支援等を実施した。

- 認知症コールセンター年間相談件数：466 件

3. 認知症医療・介護の人材育成

- 認知症医療における医療・介護連携の牽引役である認知症サポート医の養成を行った。また、認知症サポート医のフォローアップ研修を大阪府医師会の協力により実施した。

- 認知症サポート医養成研修：参加者数 58 名（累計 286 名）

- 認知症サポート医フォローアップ研修：2 回 215 名受講

- 府内 6 か所の認知症疾患医療センターを指定しており、各センターにおいてケースワークの中で、地域包括支援センターと連携した。

- 専門医療相談：電話 4,425 件、面接 2,715 件

施策の推進方策「3 安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり」

高齢者の居住の安定確保や高齢者のニーズに対応した住まいの整備を促進するとともに、福祉のまちづくりを推進します。
さらに、災害時における高齢者支援体制の確立に努めます。

1. 住まいとまちづくりに関する施策の推進

(1) 高齢者の居住の安定確保

- 住み慣れた地域で、安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくりを推進するため、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画（計画期間：平成 28 年度～37 年度）」に基づき、各施策を推進している。

- あんしん賃貸住宅戸数：登録件数 8,222 件（累計）

- 高齢者であるという理由だけで入居拒否がないよう、宅地建物取引業者に対する研修等を通じて周知・啓発を実施。

- ・宅建業新規免許業者研修会出席者数：164名
- ・営業保証金供託宅建業者研修会出席者数：252名
- ・宅地建物取引業人権推進指導員養成講座指導員認定数：503名

- 公的賃貸住宅への入居について（府営・市町営・公社計）

- ・高齢者・障がい者世帯に対して優先枠を設定した戸数：2,811戸
- ・昇降困難を理由として住み替え申請を受け付けた戸数：599戸

(2) 高齢者のニーズに対応した住まいの整備

- サービス付き高齢者向け住宅の供給：22,626戸 ※大阪府全域

- サービス付き高齢者向け住宅の指導監督 ※政令市・中核市を除く

- ・定期報告件数 237件
- ・立入検査件数 40件

(3) 住まいのバリアフリー化の促進

【公的賃貸住宅】

- バリアフリー化された公的賃貸住宅の建設：2,826戸

- 中層住宅へのエレベーター設置：74基

- 住戸内バリアフリー化改善：2,711戸

(4) 福祉のまちづくりの推進

- 社会情勢の変化により生じた課題に対応するため、福祉のまちづくり条例を平成 26 年 12 月に一部改正し、平成 27 年 7 月に施行した。

- 福祉のまちづくり条例に規定する都市施設のうち、基準適合義務の対象以外の公共性の高い施設を設置する場合、事前協議を実施している。また、福祉のまちづくり条例制定以前から存する既存施設については、改善計画制度に基づく定期報告を実施している。

- 事前協議件数：22,362 件（平成 5～28 年度までの累計値）

- 定期報告対象棟数：2,494 棟に対し、平成 8 年度以降定期的に報告を依頼している。

- 公共性の高い施設及びそれらを結ぶ生活関連経路の移動等の円滑化を図るため、市町村における基本構想の作成を推進している。
 - 基本構想作成済み：33市町 134地区（平成29年3月末時点）
 - 鉄道駅バリアフリー化：補助実績累計 68駅・135基（平成13～28年度）
- バリアフリーに関する情報発信の取り組みとして、鉄道事業者や市町村、民間事業者と連携し、これまで個別に公表されていた鉄道駅の構内図や、その周辺地域のバリアフリー情報を、大阪府のホームページで一元的に集約し、「まちのバリアフリー情報の提供」として平成29年3月より提供を始めた。

2. 災害時における高齢者支援体制の確立

- 地域での避難を支援する人材の育成を図るため、自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者の支援に関する講義に加え、要支援者も想定した避難所運営ゲームを実施した。
- 福祉避難所については、災害対策基本法の改正（平成26年4月施行）を踏まえ、府内市町村で指定を進めており、平成29年3月現在、災害対策基本法に基づく福祉避難所の指定を行っているのは43市町村514施設である。
- 介護保険施設等において、「地震防災対策マニュアル」の整備をはじめ、水害・土砂災害等を含む「非常災害対策計画」を総合的に策定するよう指導した。
また、避難訓練の実施にあたっては、施設の立地状況等を踏まえ、「地震」、「津波」、「土砂災害」、「風水害」の被害を想定した訓練の実施について指導した。
- 災害ボランティアに係る府ホームページのリニューアルを行い、登録ボランティア団体の募集を呼びかけるなどの取り組みを実施した。
また、平成9年3月に創設した「災害時におけるボランティア活動支援制度」に登録している災害ボランティア団体のリーダー等を対象に、大阪府社会福祉協議会と共催で「災害ボランティアコーディネーター研修」を実施した。
 - 災害ボランティアコーディネーター研修：平成28年12月22日 参加者数 70名

施策の推進方策「4 健康づくり・生きがいづくり」

介護保険法の改正による新しい介護予防事業が、市町村において円滑に実施されるよう支援します。

また、健康寿命延伸や生活習慣病予防の取組みを進めるとともに、高齢者の社会参加の促進や雇用・就業対策の推進を図ります。

1. 新しい介護予防事業の実施

- 住民主体の通いの場に取り組む市町村を対象に、アドバイザーを派遣し専門的な技術支援を行った。また、府内全市町村を対象に先進的な取組みを紹介する研修会を開催した。

■研修会 9回、戦略会議 2回、現地立ち上げ支援31回、先進市の見学 1回

2. 健康づくり

(1) がん対策・循環器病予防など非感染性疾患（NCD）対策の推進

- 平成 25 年 3 月に策定した第二期大阪府がん対策推進計画に基づき、がんの予防の推進、早期発見、医療の充実を図るため、がん検診の普及啓発や、がん検診事業を実施する市町村への技術的支援を行うとともに、がん拠点病院の機能を強化する体制の整備等に取り組んだ。また、がんになっても安心して暮らせる社会の構築に向けて、関係機関と連携してがん患者の就労支援等に関する取組みを進めた。

- 第 2 次大阪府健康増進計画に基づき健康づくりに関する取組みを関係機関と連携して実施した。

■市町村が実施する健康増進事業に対し財政支援を行うほか、市町村が保健事業を効果的に実施できるよう、高血圧対策等生活習慣病対策について、市町村職員への研修会を開催した。

■健康寿命の延伸を図るため、健康づくりに取り組む住民に特典を付与する健康マイレージ事業を実施する市町村への経費の一部補助や、地域や職場で自主的、主体的な健康づくり活動を積極的に行っている団体を表彰する「大阪府健康づくりアワード」を実施した。

■リーフレットや「府政だより」において、糖尿病、高血圧、喫煙、食生活に関する正しい知識等、府民啓発を実施した。

(2) 地域保健対策の推進

- 府保健所においては、地域保健に関する専門的、技術的、広域的拠点の機能を発揮し、広域的業務の企画・調整に取り組むとともに地域診断や健康課題の把握等を通じて、健康に関する情報の収集、分析、発信を行った。

また、高度専門性やノウハウを活かしながら、市町村と連携して各種相談を通じて専門的なケアを必要とする方に対する支援を行うとともに、市町村の高齢者保健福祉、介護保険施策等が円滑に推進できるよう相談対応や技術的な助言を行った。

(3) 食の安全安心の確保の推進

- 食中毒等飲食に起因する危害の発生防止及び違反不良食品の排除等を図るため、食品関係施設を対象に延べ約 109,000 件の監視・立入検査を実施し、衛生管理の徹底や不備事項の改善を指示するとともに異物混入防止対策や適正表示等を指導した。また、流通食品約 24,800 検体（検査項目数：約 95,900 項目）を試験検査に供した。
- 夏期及び年末には一斉取締りによる延べ約 25,800 施設の監視指導と約 900 検体の試験検査を実施した。更に他部局との合同監視により約 30 施設の監視指導を実施した。

3. 社会参加の促進

- 多様な主体によるサービスの充実や、地域づくりを推進するために高齢者のニーズを把握しながら、資源開発等を行う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）養成研修及びそのフォローアップ研修を実施した。
 - 平成28年7月11日、12月13日 90名修了
- 老人クラブ活動を支援するため、国の補助制度に基づき助成を行った。また、府老人クラブ連合会が若手会員、外部委員等で構成する「若手委員会」に参画し、老人クラブの活性化策を検討した。
 - 助成を行った単位老人クラブ数：2,485クラブ
 - 第 58 回大阪府老人クラブ大会：平成 28 年 9 月 14 日
 - 他の規範となる有料老人クラブに対して知事表彰：26 クラブ（参加者数 約 1,000 名）

4. 雇用・就業対策の推進

(1) 中高年齢者の雇用・就業対策の推進

- 市町村・ハローワーク・商工会議所等と連携し、中高年齢者の雇用促進を図るための相談会やセミナー等を実施した。
 - 就労支援相談事業：9か所
 - 高年齢者雇用セミナー：8か所
- 就職支援サービスの提供を行うため、「OSAKAしごとフィールド」において、キャリアカウンセリング、各種セミナー等を実施したほか、求人開拓を含めた職業紹介をワンストップで提供した。
 - OSAKAしごとフィールド実績（中高年齢者）（平成28年4月～平成29年3月）
 - ・来館者数 15,140 名、就職者数：922 名

(2) シルバー人材センター事業の促進

- 高齢者の能力を活かした就業機会を確保し、生きがいの充実と社会参加を促進するため、公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会に対する指導・支援を行った。
 - 平成28年度会員数：50,296名

施策の推進方策「5 利用者支援の推進」

高齢者が必要なサービスを利用することができるよう、介護保険制度等の周知を推進するとともに、相談・苦情解決体制の充実や個々の状況に配慮したサービス提供が行われるよう取り組みます。

また、不服申立ての審査など適正な制度運営に努めます。

1. 制度周知等の推進

(1) 広報の充実

- 介護保険制度など高齢者福祉施策について周知を図るため、広報媒体を作成し保険者など関係機関に提供した。また、障がい者、在日外国人及び非識字者等の高齢者に配慮したきめ細かな広報を行うため、点字、音声、ルビ打ち、韓国・朝鮮語、中国語、英語の各版を作成した。

- 提供方法：パンフレット、インターネット

- 冊子作成：35,450部

- 提供先：府内保険者、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、医療機関、事業者など

(2) ホームページを活用したサービス情報の提供

- 地域包括支援センターの業務の内容等に関する情報を市町村が公表に努めることが法定化されたことに対応し、府ホームページを活用した広報活動により、地域包括支援センターの認知度向上を図った。

2. 相談・苦情解決体制の充実

(1) 相談体制の充実

- 地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センター職員の資質向上を図るために個別事業（介護予防・認知症対策・高齢者虐待対応）の研修会を行い、関係機関等と連携した相談機能の充実を図るよう促した。

- 介護予防ケアマネジメント研修：6回開催/年 参加者数約700名

- 高齢者虐待対応初任者研修：平成28年5月16日 参加者数146名

- 高齢者虐待対応現任者研修：3日間2コース 参加者数105名

- 高齢者虐待対応管理職研修（平成28年度から実施）：参加者数51人

- すべての要介護者が安心して生活できるよう、小地域ネットワーク活動推進事業やCSW等配置事業などの事業に対して「地域福祉・子育て支援交付金」による財政的支援を行い、地域福祉のセーフティネットワークの構築・拡充を促進した。

- 地域福祉・子育て支援交付金実績

- ・交付市町村数（37市町村（政令・中核市を除く府内全市町村））

- うち、小地域ネットワーク活動推進事業実施市町村：37市町村

- CSW配置状況：37市町村 155名

- 利用者の疑問や不満、不安を聞き、未然に解消を図る介護相談員派遣等事業を拡大するため、市町村への働きかけや研修の支援等を実施した。

- 介護相談員養成研修修了：60名

- 介護相談員現任研修修了：93名

(2) 苦情解決体制の充実

- 利用者の苦情対応について、市町村や府、大阪府国民健康保険団体連合会などの関係機関が連携して円滑に行われるよう、大阪府国民健康保険団体連合会への苦情処理体制整備運営費補助等を行った。

- 市町村向け苦情・相談等研修会の実施

- ・介護保険サービスに係る苦情・相談研修：平成29年2月

- ・ブロック別研修：平成28年10月

- 介護保険施設等への実地指導等において、相談窓口（当該施設、府、市町村、国保連合会）、苦情処理の体制及び手順等の整備状況について状況を確認し指導している。また、第三者委員（オンブズマン）を設置し、苦情解決に努めるよう促した。

3. 個々の高齢者等の状況に配慮したサービスの提供

(1) サービス提供における配慮

- 市町村の要介護認定の窓口において、申請者・相談者に対して丁寧な聞き取りを行い、介護保険制度の説明を行ったうえで、希望に沿った適切な手続きを説明、案内するように市町村への保険者指導や研修を通じて助言した。

- 地域で暮らすハンセン病回復者への定期訪問や電話相談により、個別相談事例に応じてニーズを把握し、ハンセン病回復者の求める福祉サービスの提供が可能となるように、ハンセン病回復者支援コーディネーターや市町村、関係機関などと連携をはかりながら、必要な支援に努めた。

(2) 要介護認定における配慮

- 要介護認定においては、認定調査員が高齢者の個別の心身の状態について、適切に把握し、特記事項に記載し、市町村の認定審査における審査・判定に適切に反映することが重要であるため、認定調査員等の研修により、調査票の記載内容の充実を図っている。

特に、障がい・疾病を有する高齢者の状態は多様であり、配慮を要する事項も多いため、障がい特性等に関する知識・理解を深められるよう、当事者や専門家による具体的な講義を実施している。また、高齢障がい者への配慮事項等をまとめた「介護のこころえ 障がいのある方への配慮について」を認定調査員（新規）研修において配付し、基本的に配慮を必要とする事項について認識の定着を図っている。

- 認定調査員（新規）研修：平成28年6月21日 参加者数 218名

- 平成28年9月20日 参加者数 202名

- 平成28年9月21日 参加者数 207名

平成 29 年 1 月 19 日 参加者数 152 名

■認定調査員研修（現任研修）：平成 29 年 2 月 17 日 参加者数 107 名

■市町村認定調査員研修支援事業：

平成 29 年 1 月 18 日 参加者数 88 名

平成 29 年 1 月 27 日 参加者数 70 名

平成 29 年 2 月 9 日 参加者数 31 名

■「介護のこころえ 障がいのある方への配慮について」配付部数 779 部

(3) 低所得者対策事業の周知

- 低所得の方の負担軽減制度の周知を行うため、パンフレット「介護保険制度について」の活用や、ホームページに「主な低所得者対策一覧」を掲載するなどして、周知を行った。

また、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用が広がるよう、事業の趣旨を周知するとともに、市町村及び法人に申請を促した。

4. 不服申立ての審査

- 審査請求の案件に対し、要介護認定に係る合議体、保険料等に係る合議体による審査会を適宜開催し、審理・裁決を行った。

■審査請求の処理状況（平成 29 年 3 月末時点）

裁決 1,453 件（却下 750 件、認容 3 件、棄却 700 件）

施策の推進方策「6 介護保険事業の適切な運営」

認定調査員に対する研修や介護支援専門員への支援を行うとともに、事業所や介護保険施設等へ指導を行います。

さらに、介護保険制度が適切に運営されるよう、保険者に必要な支援を行うとともに、適正化の取組みを促進します。

1. 適切な要介護認定

- 要介護認定の適正化を図るため、認定調査員及び主治医に対する研修の充実を図った。特に、現任の委託調査員に対しては、特記事項の記載にかかる留意点と具体的な記入方法について研修を行った。また、介護認定審査会において、認定調査の特記事項等の記載内容を審査・判定に正しく反映するように、介護認定審査会委員新規研修及び介護認定審査会事務局職員研修を実施した。

- 認定調査員研修（新規）：4回 参加者数 779名
- 認定調査員研修（現任（市区町村））：1回 参加者数 107名
- 認定調査員研修（現任（委託））：3回 参加者数 189名
- 主治医意見書研修：2回 参加者数 434名
- 介護認定審査会委員新規研修：1回 参加者数 356名
- 介護認定審査会事務局職員研修：1回 参加者数 67名

2. 介護サービスの質の向上

（1）介護支援専門員への支援

- 介護支援専門員の専門性や人権意識を高めるため、指定研修実施機関と連携しながら、テキストの更新などにより研修内容の充実を図った。また、「実務研修」や「主任介護支援専門員研修」の充実を図るため、国の示す標準カリキュラムに加え、「高齢者の人権」について理解を深める講義を取り入れるなど、研修内容の充実を図った。

また、平成28年度から介護支援専門員の研修制度がみなおされ、地域包括ケアシステム構築において重要な役割を担う主任介護支援専門員の資質向上を図るため更新制度が導入されたため、主任介護専門員更新研修を実施した。

（2）介護サービス情報の公表・評価

- 地域における多様な資源の情報（地域包括支援センター等）を市町村が情報公表システムを活用して公表するにあたり、府内全市町村への制度の周知徹底及び公表数の向上に努めた。また、指定情報公表センターを指定することで効率的に公表事務を実施し、利用者のサービス選択を支援できるよう国・市町村とも連携しながら進めた。

- 社会福祉法人・施設等指導監査合同説明会（6月）、福祉の就職フェア（7月、3月）等において、第三者評価事業の説明を行うなど、受審促進を図るとともに、誰もが受審施設・事業所の評価結果を閲覧できるよう、WAMNET（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）及び府ホームページへの掲載を行った。

■高齢福祉分野の評価結果公表件数：27件

3. サービス事業者への指導・助言

- 指定時研修、集団指導、実地指導等において、法令遵守の上で利用者本位のサービスを提供するよう、事業所・施設に対して指導を行った。また、実地指導の結果、介護報酬の不正請求が疑われる場合は監査を実施するなど、厳正に対処した。

■指定時研修（月1回実施、実施結果：139事業所）

毎月、新規事業者の管理者を対象に、利用者本位の適切な事業運営、指定後の各種手続き、運営上の留意事項等について周知している。

■集団指導（参加数：1,945事業所、283施設）

毎年1回、全事業所・施設を対象に、利用者の人権、人格や価値観等を尊重したサービスを行うよう周知徹底を図るとともに、制度改正、指導監査について、国等からの周知事項、情報の公表制度の概要など事業運営上の留意点について指導している。

■実地指導（指導件数：414事業所、96施設）

苦情等が寄せられた事業所等を含め、定期的に実地指導計画を立てた上で、職員が直接事業所・施設に赴き指導を行っている。

- 介護職員等によるたんの吸引等の登録事業者、登録研修機関については、国の登録基準に基づき登録要件等の確認・審査を実施し、登録業務を行っている。

■登録特定行為事業者：728事業者（実数）

■登録研修機関：47機関

■登録特定行為業務従事者（不特定：11,709名、特定：844名）

（1）居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者等への指導

- 府と市町村で、介護保険（居宅サービス）事務移譲市町村連絡会議を開催し、円滑な事務執行に努めている。また、事業者への集団指導の合同実施、各種ワーキングの実施等により、適切な指導の推進に努めた。

（2）介護保険施設への指導

- 実地指導では、「介護保険施設等実地指導マニュアル」に基づき、入所者（利用者）本位のサービス提供を促進するため、適切な施設運営へ向けた指導を実施した。また、介護報酬の算定・請求にあたっては、施設による自主点検表等の活用を促し、適正な事務に努めるよう指導した。

■平成28年度実地指導における身体拘束に関する指導件数

・介護保険施設25件 ・有料老人ホーム3件 ・サービス付き高齢者向け住宅1件

- 介護保険施設等において、「地震防災対策マニュアル」の整備をはじめ、水害・土砂災害等を含む「非常災害対策計画」を総合的に策定するよう指導した。また、避難訓練の実施にあたっては、施設の立地状況等を踏まえ、「地震」、「津波」、「土砂災害」、「風水害」の被害を想定した訓練の実施について指導した。

(3) 特別養護老人ホームにおける適正な施設入所選定の実施への指導

- 実地指導において、入所選考委員会や申込者名簿の調整を確認し、入所選考指針に基づく透明性、公平性に留意した入所選考が行われるよう指導した。

4. 介護保険制度の適切な運営

(1) 介護保険制度運営に関する支援・助言

- 介護保険事業の安定的な運営を確保するとともに、適正な事業運営の実施及び介護保険財政の健全化の推進を図ることを目的として、全保険者を対象に、介護保険の運営上抱える懸案事項等について書面で確認するとともに一部の保険者を対象に、ヒアリング方式での実地指導を行った。(実施指導は原則3年に1回の割合で実施。)

(2) 制度改正に向けた取組み

- 介護保険制度運営に係る具体的な事務処理上の課題や保険者で統一的な事務処理が必要な事項等について研究・検討を行い、効率的な事務処理体制の推進を図るため「介護保険制度事務マニュアル(平成27年度版)」の加筆・修正を行い、保険者に提供した。

(3) 財政安定化基金の適正な管理、運営

- 平成12年度より、大阪府介護保険財政安定化基金を設置、運営している。平成28年度は貸付事業及び交付事業ともに申請する保険者がなかった。

5. 介護保険制度の持続可能性を高める取組み

- 保険者の適正化事業の推進を図るため、市町村の担当職員に対して研修を行った。
 - 住宅改修の適正化に関する研修会：平成28年11月14日 参加者数 46名
 - 国保連介護給付適正化システム研修会：平成29年1月19日 参加者数 48名

施策の推進方策「7 福祉・介護サービス基盤の充実」

居宅サービス及び施設の基盤の充実を図るとともに、地域密着型サービスの普及を促進します。

また、医療・看護・介護の人材の養成・確保及び質の向上を図るための取組みを進めます。

1. 居宅サービスの基盤の充実

(1) 居宅介護支援事業所指定権限の移行に向けた準備

- 府と市町村で、介護保険（居宅サービス）事務移譲市町村連絡会議及び未移譲市町村連絡会議を開催し、円滑な事務執行に努めている。

■居宅サービス（移譲市町村）連絡会議 3回

2. 地域密着型サービスの普及促進

- 市町村の意向や現場の実態を踏まえた柔軟な運用ができるよう、また、地域によってサービス格差が生じないように、サービスの提供状況の検証と保険者への情報提供を行うことについて、国へ提言を行った。

3. 施設基盤の充実

- 各市町村が公的介護施設等の整備に関する目標及び計画期間を定めた面的整備計画を踏まえ、介護施設・介護拠点の整備に取り組んでいる。なお、府管の特別養護老人ホームについては、1施設の整備を終え、3施設の工事に着手し、1施設の協議を行った。

4. 在宅医療、看護、介護の人材の養成、確保

(1) 医療・看護・介護の人材養成と確保、資質の向上

- 介護福祉士・社会福祉士を目指して養成機関で学ぶ方への修学資金の貸付、介護福祉士の資格を目指して介護福祉士実務者研修を受講する方への受講資金の貸付及び離職した介護人材のうち一定の経験を有する方への再就職準備金の貸付を実施した。

■貸付実績（貸付人数）

介護福祉士修学資金及び社会福祉士修学資金：167名

介護福祉士実務者研修受講資金：73名

離職した介護人材の再就職準備金：8名

- 利用者に対する処遇の向上及び福祉・介護現場における職員の介護技術等の向上を図るため、介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具等を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を実施した。

- 市町村職員研修：2 講座、修了者数 84 名
- 介護・福祉等専門職員研修：38 講座、修了者数 1,759 名
- 専門相談：来所 721 件、電話 133 件
- 福祉機器展示：来場者数 1,881 名

- 在宅医療に取り組む医師の確保・養成に向けた取組みとして、地区医師会に配置している在宅医療推進コーディネータにより、訪問診療への参入を考えている医師の掘り起こしと参入促進を行った。また、訪問診療へのきっかけ作りとして効果的な「訪問診療導入研修（同行訪問研修）」の取組み促進を図るため、実施方法や効果についてコーディネータ研修会で説明するなど、訪問診療を行う医師の確保及び養成に向けた取組みを行った。（コーディネータ機能を有する地区医師会 47 か所）
- 在宅歯科医療に従事する歯科医師の確保・養成に向けた取組みとして歯科医師向けの研修会を開催し、在宅歯科医療の支援体制の構築に繋がる連携拠点として在宅歯科ケアステーションの設置を進めた。（50 地区設置）
- 在宅で医療的ケアを要する患者に対応するべく無菌製剤（注射剤）の調製を行う薬局を増やすため必要な手技の習得を図るための研修を実施した。（無菌調剤受入薬局整備数 平成 28 年度末現在 79 施設）
- 訪問看護師の確保に向けて、看護学生や潜在看護師に対して訪問看護師への就業の動機づけとなるように、訪問看護の基礎研修や職場体験を開催した。また、訪問看護師の資質向上のために、訪問看護キャリア・経験に応じて、訪問看護の基礎知識や疾患毎に必要な専門知識を習得する研修を開催した。さらに、地域の実情に応じた研修を実施する教育ステーションを府内 11 か所指定し、看護実践能力の向上を図る研修を開催した。
加えて、平成 28 年度より産休・育休等長期的な休暇を要する職員がスムーズに職場復帰できるよう代替職員を雇用する経費を補助する事業を行った。
 - インターンシップ参加学生数：339 名
 - キャリア別研修参加者数：延べ 5,668 名
 - 教育ステーションを指定した圏域数：8 圏域（府内全圏域、延べ 11 か所）
 - 産休等代替職員確保支援件数：8 件
- 地域ぐるみでの介護人材確保の取組みを進めるため、府内 6 ブロックにおいて連絡会議を各 3～8 回開催し、各地域の実情に応じて、福祉職のイメージアップのための啓発イベントや広報の実施、在日外国人を対象とした就職フェアの開催、小学生を対象とした認知症サポーター養成講座と高齢者施設の見学会の開催などを実施した。
- 介護職員の継続的な資質向上を図り、職場への定着を支援するため、介護福祉士等養成施設の教員等が、小規模の介護サービス事業所に対し、事業所ごとのニーズにあった研修計画の策定支援や研修主任の育成等を行うことにより、介護職員が見通し（キャリアパス）を持って働けるよう、資質の向上ができる体制づくりや職場定着を支援する事業（キャリアパス支援事業）を実施した。

- 社会福祉施設・事業所職員を対象に、職員の資質・人権意識等の向上を図り、事業所における福祉人材の職場定着支援を行うため、社会福祉研修を実施した。
 - 民間社会福祉事業従事者等資質向上研修：参加者数（延べ） 7,295 名
 - 社会福祉施設職員等研修：参加者数（延べ） 3,924 名

- 福祉・介護分野に関心のある方などを対象にした職場体験や大学生・高校生など若年者を対象に福祉の職場体験バスツアーを実施した。
 - 職場体験者数：617 名
 - 職場体験バスツアーの開催：6回 参加者数 75 名

- 福祉・介護サービスに対する府民の理解や関心を高めるとともに、福祉・介護の現場における安定した人材の確保・定着を図るため、各種セミナーや就職フェアなどを実施した。
 - 合同面接会参加者数：174 名
 - 就職フェア参加者数：1,857 名
 - セミナー参加者数：4,338 名

- 教育関係機関と連携を図り、高校生など若年者を対象に福祉分野が進路の選択肢となるよう、高校教員向け勉強会や高校生向けセミナーを実施した。

また、府民を対象に国が定めた 11 月 11 日の「介護の日」及び福祉人材確保重点月間において介護現場の魅力やそのやりがいなど周知啓発するためセミナーを実施した。

 - 高校教員対象勉強会参加者数：6 名
 - 高校生対象セミナー参加者数：41 名
 - 介護の日セミナー参加者数：44 名

- 介護従事者のすそ野を広げるため、介護職員初任者研修の受講料の一部を補助する事業を実施した。
 - 受講支援補助件数：1,370 件
 - うち就職加算分補助件数：646 件